

告 示

埼玉県選管告示第六十一号

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百四十四条の二第五項の規定により候補者がポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日は、令和三年十月十九日とする。

令和三年十月十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文